

愛媛県教育委員会 9月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成24年 9月10日（月）午前10時00分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子
委員 西田真己 委員 関 啓三 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

| | |
|---------------|---------------|
| 副教育長 井上 正 | 管理部長 伊藤 優 |
| 教育総務課長 大森文男 | 教職員厚生室長 越智和彦 |
| 生涯学習課長 高橋 仁 | 文化財保護課長 山本亜紀子 |
| 保健体育課長 福田和樹 | 義務教育課長 越智眞次 |
| 高校教育課長 北須賀逸雄 | 人権教育課長 新谷和志 |
| 特別支援教育課長 西原昇次 | |

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 議事の議案第44号平成24年度愛媛県教育文化賞受賞者について、議案第46号及び議案第47号の処分案件2件、議案第48号の委員の任命又は委嘱について、及びその他の協議案件の表彰案件1件については、いずれも人事案件であることから、並びにその他の協議案件の平成24年度9月補正予算案については、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 8月定例会会議録の承認

委員長 8月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 議 事

議案審議

委員長 議案第45号を上程する。

議案第45号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条
第1項の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の原案を説明するとともに、同項の規定に基づき、その
結果に関する報告書を作成し、9月定例県議会に提出するとともに、
教育委員会のホームページで公表する旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

井上委員 社会総がかりで取り組む教育の推進に関し、「えひめ教
育の日」についてはまだ地域に十分に浸透していないと感じている
ことから、一層の周知徹底に取り組んでほしい旨、及び愛媛国体を
見据えた競技力の向上に関し、愛媛国体の成功に向けて施策を着実
に実践してほしい旨意見を述べる。

教育総務課長 委員の言われるとおり、今年度も11月に予定して
いる「えひめ教育月間」関連行事について、今後、関係機関と協力
して一層の普及啓発に取り組みたい旨、及び愛媛国体に向けた競技
力向上についても事務局一丸となって取り組んでいるところであり、
今後とも更なる御指導をいただきたい旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第44号を上程する。

議案第44号 平成24年度愛媛県教育文化賞受賞者について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、
平成24年度と同賞受賞者3名を決定する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第46号を上程する。

○議案第46号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 生徒に対しわいせつ行為を行ったこと及び被害生

徒の母親と不適切な関係になり教職員の信用を失墜させた公立中学校教員を懲戒処分（免職）し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。

委員長 当初、否認していたわいせつ行為について、その後、一転して行為を認めた経緯について質問する。

義務教育課長 当該教員は、当初、暴行・脅迫を用いてわいせつな行為をした容疑で逮捕され、その後、生徒に触れた事実は認めて、愛媛県青少年保護条例違反で起訴され、その起訴事実を認めた旨回答する。

管理部長 当該教員は、終始一貫してわいせつの意図は認めてないが、そのように思われても仕方ないと考えて、わいせつの意図を前提とした起訴事実を公判で認めた旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第47号を上程する。

○議案第47号 公立中学校元教員の退職手当支給制限処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 傷害と名誉毀損の罪で懲役1年6月、執行猶予4年の刑に処され、地方公務員法第28条第4項の規定により失職した公立中学校元教員に対し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明するとともに、事件発生からこれまでに当該元教員に対する懲戒処分を行わなかった理由について説明する。

委員長 退職手当の不支給以外で失職したことによる不利益及び年金受給への影響について質問する。

義務教育課長 当該教員は裁判開始前に起訴休職処分としており、給料の減額による実質的な不利益があった旨、及び年金受給への影響については調査の上別途説明する旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第48号を上程する。

議案第48号 愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命又は委嘱について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 愛媛県障害児就学指導委員会委員の任期満了

に伴い、愛媛県障害児就学指導委員会設置規則第3条第2項の規定に基づき委員20名を任命し又は委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(4) その他

平成24年度9月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会9月定例会に提案予定の平成24年度9月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成24年度文部科学大臣優秀教員表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成24年度文部科学大臣優秀教員表彰の被表彰候補者(12名)の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

井上委員 先ほど処分を決定した教員も何か表彰されることでもあれば、処分されることなく職務に専念していたのではないかと考える旨、並びに女性や50歳代の教員を積極的に候補者に推薦しており評価できる旨、及び経験の長い教員が意欲的に取り組めるようこうした表彰を活用してほしい旨意見を述べる。

義務教育課長 先ほどの処分者2人には表彰の経歴はないものの、それぞれの地域であまり悪い評判はなかったと聞いているが、教育委員会は教職員や学校に対し法令に従った厳正な処分と的確な指導をしなければならぬと考える旨、及びこの表彰は定年退職を間近に控えた教員に対し感謝するものではないが、勤務校における役職だけにこだわらず50歳を超えた教員も意欲が持てるよう表彰対象としたい旨回答する。

委員長 この表彰は、義務教育課長が言われるように定年退職を間近に控えた教員に対し感謝する趣旨ではなく、受賞後もある程度活躍する期間がある教員に対する表彰制度としてほしい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

- 委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。
- (5) 閉 会
- 委員長 午前10時50分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。